

税の申告はお早めに！

「所得税」及び「住民税（市・県民税）」申告期間
2月18日（月）～3月15日（金）

確定申告は、平成24年1月1日から12月31日までの一年間に得た個人の収入に対し、必要経費や控除額等を差し引いた額に課税される所得税の納付に関して申告をする手続きです。申告時にあわてないためにも、書類の整理や収入・支出金額の集計などは、お早めにご準備ください。



申告が必要な方

●確定申告が必要な方

- ① 給与の年間収入が2,000万円以上の方
 - ② 1カ所から給与収入があり、それ以外（農業・不動産・株等）の所得の合計が20万円以上ある方
 - ③ 2カ所以上から給与収入がある方
 - ④ 公的年金が400万円以上ある方
 - ⑤ 医療費控除、雑損控除を受ける方
 - ⑥ 新たに住宅を取得し、住宅借入金特別控除をうける方
 - ⑦ 各種控除により還付を受ける方
- などに該当する方は、確定申告が必要となります。

●住民税の申告が必要な方

◎平成25年1月1日現在、市・町・村内にお住まいの方
（収入の有無にかかわらず必ず申告をしてください。）
※ただし、次に該当する方は申告不要です。



申告しない？

国民健康保険税等の軽減適用や所得証明書等の発行ができない場合があります。期間中に必ず申告してください。

申告時期が遅いと！

納税通知書の届く時期が遅くなったり、課税証明書が必要なきにすぐに交付を受けることが出来ませんのでご注意ください。

申告方法は3つ

1. 自分で作成し、直接税務署へ提出する。
2. インターネットで電子申告する。(e-Tax)
3. 相談会場で相談しながら作成し、提出する。

相談会場では

申告相談の日程は8ページのとおりです。
受付は、書類の提出が出来る方から順次受け付けます。
農業・営業所得等のある方は、収支をまとめて、医療費控除のある方は合計額を計算してから申告相談にお越しください。

※会場で作成される方は、時間にゆとりをみてお越しください。

申告時に必要なもの

●共通

◎ 税務署や市より送付された申告用紙

(前年の申告状況により送付されない方もいます。用紙がない場合は、会場にもご用意してあります)

◎各種控除に必要な書類

生命保険料、地震保険料等の控除証明書、社会保険料、国民年金等の領収書、障害者手帳、医療費の領収書等
※書類が不足すると控除の受付ができません。

◎印鑑

◎ 扶養 (配偶者) 控除の認定は、所得要件があるため被扶養者の所得がわかる書類

●給与所得

所得税の源泉徴収票(原本)
※中途退職し再就職されなかった方は、以前勤務していた職場に請求のうえご用意ください。

●農業所得

◎ 収入支出がわかる書類 (収穫量・販売数量、自家消費量、経費などは必ず集計してください)

◎ 農協や市場などで発行する

収支証明書や領収書

◎ 動力稲刈機や田植機などを買った、または買い替えた場合は、その領収書

◎ 大型農業用機械 (農業用自動車・トラクター・コンバインなど) を買った場合は、販売証明書・領収書および保険料の領収書

◎ 耕作委託料などを支払った場合は、その領収書等 (委託内容が明記されたもの)

◎ 堰費・土地改良費 (維持管理費に限る) の領収書

●営業等所得

◎ 収入支出がわかる書類 (決算書収支内訳書・領収書等)

介護認定を受けている方

認定を受けている65歳以上の方で、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方は、『福祉事務所の証明』により特別障害者控除を受けられます。

「住宅借入金等特別控除」を受ける方

平成24年中に家を新築 (改築) し、10年以上借入があり、

適用条件に合致する場合には10年間の住宅借入金等特別控除を受けることが可能です。

■必要書類 (新築の場合)

- ・ 住民票の写し
- ・ 借入金の年末残高証明書
- ・ 家屋の売買契約書
- ・ 土地の売買契約書
- ・ (土地も同時購入の場合) 家屋の登記事項証明書
- ・ 土地の登記事項証明書
- ・ (土地も同時購入の場合) 改築や長期優良などについては別途税務署までお問い合わせください。

平成21年度税制改正により平成21年から25年までに居住し、所得税の住宅ローン減税制度 (住宅借入金等特別控除) を受けた方で、所得税に

医療費控除って?



平成24年1月~12月中に、本人もしくは本人と生計を一にする配偶者や親族のために医療費を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができます。

したがって、支払った医療費が返ってくるものではありません。

この控除は会社での年末調整では行えず、確定申告が必要となります。

市販の風邪薬や胃腸薬も対象となりますが、ビタミン剤やプロテインなど、主として予防や健康維持を目的とするものは対象となりません。

また、領収書の提出が必須となりますので、控除を受ける場合には領収書と計算書を申告会場へお持ちください。

詳しくは、税務署もしくは市役所へご相談ください。

所得税の還付申告

おいて控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において税額控除することとされました。(上限97,500円)

給与所得者の医療費控除・住宅借入金等特別控除などによる還付申告は、2月18日以前でも甲府税務署で受付をします。

■お問い合わせ

* 甲府税務署
☎ 055125416105
* 税務課市民税担当
(内線1531155)

はじめませんか? e-Tax で申告を!
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

自宅やオフィスからインターネットを利用して所得税・消費税の確定申告ができます。
e-Tax に申告をする時:

- ① 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接電子申告できます (贈与税は除く)。
- ② 本人の電子署名及び証明書を付して、期限内に e-Tax で申告を行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます (平成19年分から24年分の確定申告でいずれか1回)。
- ③ 医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容 (病院等の名称、支払金額等) を入力して送信することで、提出又は提示を省略することができます (ただし税務署から書類の提出又は提示を求められることもあります)。
- ④ e-Tax で申告された還付申告は早期処理 (3週間程度で還付) されます。

■お問い合わせ

国税庁: <http://www.nta.go.jp/>
甲府税務署
☎ 055125416105

申告相談及び申告書作成日・会場

相談受付日	曜日	相談受付会場	相談受付時間	備考	
2月18日	月	穴山公民館（穴山ふれあいホール）	9:00~16:00		
2月19日	火	中田公民館			
2月20日	水	藤井公民館			
2月21日	木	穂坂公民館（穂坂コミュニティーセンター）			
2月22日	金	円野公民館（つぶらの会館）			
2月23日	土	休			
2月24日	日	葦崎市民交流センター ニコリ			税務署休日対応日
2月25日	月	清哲公民館（清哲会館）			
2月26日	火	神山公民館（武田の里ふれあいホール）			
2月27日	水	旭公民館			
2月28日	木	大草公民館（大草ふれあいセンター）			
3月1日	金	龍岡公民館			
3月2日	土	休			
3月3日	日	休			
3月4日	月	市役所4階大会議室			会場地図は こちらの QRコードより ご確認ください。
3月5日	火				
3月6日	水				
3月7日	木				
3月8日	金	休			
3月9日	土				
3月10日	日				
3月11日	月				
3月12日	火	市役所4階大会議室			
3月13日	水				
3月14日	木				
3月15日	金				



* 相談受付開始時間につきましては、会場の設営状況により多少前後いたします。ご了承ください。

税務署・県・市による無料申告相談

税務署と県と市の共同開催で申告書作成相談会を次のとおり開催します。お気軽に参加ください。ただし、土地・建物及び株式などの譲渡・贈与・相続についてはお受けできません。

■日時 2月5日(火)

【午前の部】 10時～12時
 【午後の部】 13時～16時

■場所 市役所別館201会議室

■お問い合わせ 甲府税務署

☎ 055125416105

税理士会による無料申告相談

◆還付申告相談

(年金及び医療費控除)

■日時

2月6日(水)・7日(木)
 10時～16時

■場所 甲府市総合市民会館

◆小規模納税者のための無料申告相談

小規模納税者の方の所得税

及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象として行います。

■日時

2月18日(月)～27日(水)
 (土日除く)

10時～12時 / 13時～16時

■場所 甲府市総合市民会館

※両相談とも土地・建物及び株式などの譲渡所得及び贈与税の相談はご遠慮ください。

■お問い合わせ

東京地方税理士会甲府支部
 ☎ 055123311318

今月の納税

税目	納期限(口座振替日)
固定資産税 第4期	2月28日(木)
国民健康保険税 第8期	
介護保険料 第6期	
後期高齢者医療保険料 第8期	

◆今月の夜間納税相談・収納窓口

2月22日(金) 18時～20時

◆今月の休日納税相談・収納窓口

2月23日(土) 9時～12時

※来庁の際は、市役所西側出入り口をご利用ください。

■お問い合わせ 収納課徴収・管理担当 (内線163～166)